

ダナン市人民委員会

778 号/UBND-SYT

現在の段階における COVID-19 感染防止の活動の強化について

2021 年 2 月 5 日

宛先： 各局、委員会、部署、協会、団体

ダナン市における中央機関

各区郡人民委員会

2021 年 1 月 28 日から 2021 年 2 月 4 日までベトナム国内の 10 省市における COVID-19 の感染者数は 366 症例になった。その中に多くの感染者が出たのは、ハイズオン省（277 症例）とクアンニン省（42 症例）、ハノイ市（21 症例）、ザーライ省（14 症例）である。ハイズオン省、クアンニン省、ハノイ市及び他の地域では、クラスター感染が確認された。現在、テト前で人々が他の省・市からダナンへ移動して COVID-19 の感染が拡大する危機がある。

ダナン市民が安心・安全なテトを迎えるために、市人民委員長が COVID-19 の防止対策を強化し、人民委員会の直轄各局、部署及び各区、郡の人民委員会、市のベトナム祖国戦線委員会、市における中央機関、各協会・団体に対して、以下の内容を実施するよう要請する。

1. 行政機関全体、各局、部署、自治体及び各協会、団体が常時待機し、権限の範囲に沿って自主的に感染防止対策を実施する。保健局と協力し、要請に応じ COVID-19 の感染防止策を実施する。
2. 全ての幹部、公務員、労働者、市民に対して、保健省の「5K」を実施するよう要請する。公共の場所でのマスク着用、距離を保つ、接触を控える、集まらない。よく手指を消毒する。医療申告をする。感染地域から来る人を発覚したら、直ちに地域の行政に知らせる。
3. 大人数が集まる場所、特に病院や駅、空港、バスターミナル、スーパー、学校、ショッピングモール、市場、工場生産施設等における COVID-19 の感染防止対策を啓蒙する。
4. 防止対策の実施を監視し、団体及び個人に対して厳格に対策を実施することを要請する。予防対策の実施の監察を強化して、マスク不着用の者に対して処罰し、市感染防止対策に違反した者を処分する。
5. 人の集まる不要不急のイベントやフェスティバルの開催、特にテト前後、最中の時期は控えること。実施する際はコロナ予防管理の規定に沿った措置を行い、人の配置、マスク着用、人と人との距離を保つこと。特に混雑する場所、花市場や、フェア、マーケット、駅、空港、バスターミナルでは医療申告措置の遵守を監視する為のチームを設立すること。大晦日の花火は自宅での鑑賞を推奨する。
6. 市、空港、港、駅、バスターミナル等の市の玄関口や、市に入る道路沿いに検疫所を設置し、医療申告実施の強化及びコロナ予防にかかる指導を行う。感染地域からの来訪者を迅速に発見し、適切な医療介入措置を講じる。
7. 感染リスクを及ぼす地域から来る来訪者への感染予防管理措置を下記適用する。
 - a) 以下の者は感染者と接触した最終日及び次の地域を離れた日から 21 日間の集中的隔離を行う。
 - 感染者との濃厚接触者（F1）。
 - チーリン市（ハイズオン省）とヴァンドン空港（クアンニン省）へ行った経歴のある者。
 - ベトナム全国の感染発症により封鎖されているエリアへ行った経歴のある者（封鎖が終了するまで）
 - b) 以下の者は、感染者との接触の最終日及び次の地域を離れた日から 21 日間の自宅隔離を行う。
 - 濃厚接触者（F1）との接触者（F2）。接触した F1 の PCR テスト結果が陰性で有る場合 F2 の隔離は終了。
 - ハイズオン省（チーリン市を除く）、クアンニン省（ヴァンドン空港を除く）への行った経歴がある者。

- ハノイ市の市中感染ケースで、感染が発生した区、県に行った経歴のある者。
 - ベトナム全国の感染発生があったコミュニティや坊へ行った経歴のある者。
 - 保健省の緊急通達で感染リスクの高い場所、地点にいた人で F1 と接触がない者。
- c) 以下の者は、地域を離れてから 21 日間、自宅で自己健康観察を行う。(地域の保健当局に自主的に報告し、適切な指示を得る。もし報告を怠り虚偽の申告を行った場合は法的責任を負う)。
- 上記以外のまだ感染発生のないハノイ市の各区、県から来た者。
 - 同省の市には感染例があるが、コミュニティや坊には感染症例がまだないコミュニティ、坊から来た者。
 - F1、F2 である疑いがある者。
- d) 7 項の a) と b) のケースで、地域出発日又は最後の接触日から 21 日間以上：PCR 検査結果が出るまでは自宅隔離を実施する。
- e) 他のケースは、現時点の規定に従って COVID-19 感染予防措置を厳格に実施する。
8. 医療隔離全てのケース（集中隔離又自宅隔離）は、3 回検査を実施する。1 回目は発覚日、2 回目は 14 日目、3 回目は 21 日目となる。
- 出発日から又は最後の接触日から発覚日まで 12 日間以上：2 回検査を実施する。1 回目は発覚日、2 回目は 21 日目となる。
 - 出発日から又は最後の接触日から発覚日まで 18 日間以上：発覚日に 1 回検査を実施する。

9. 保健局

- a) 各地方における感染地域の情報を更新し、通知する。各地区機関・組織へは、感染リスクがあるケースに対する COVID-19 感染予防措置適用を案内する。
- b) 各病院では、COVID-19 感染予防措置を厳密に監督する。感染症の状況を常に対応するために、人材、交通機関、衣類、化学品、物品等を用意する。
- c) 市公安局、市軍隊指導部、各地区人民委員会と協力し、集中隔離又自宅隔離のケースを厳密に監督し、管理する。
- d) 市疾病管理センター、ダナン国際空港と協力し、ダナン国際空港での従業員に対する SARS-CoV-2 検査を実施するために、名簿を作成する。COVID-19 感染ケースを発覚したら規定に従い迅速に対応する。

10. 教育訓練局、ダナン大学、労働傷病兵社会福祉省

教育施設では、COVID-19 感染予防装置を引き続き強化する。職員及び学生に対しては、感染地域へ訪問しないように通報し、テト中、テト後の学生、教師及び学校に登校時、又は校内職員に対して安全を確保する。

11. 通信・情報局、ダナン放送局、ダナン政府ポータルサイト、市内放送局及び新聞社

- 幹部、公務員、従業員及び市民が市内 COVID-19 感染予防装置の情報を把握し、実施し、該当機関と積極的に協力するために、上記の内容を広く宣言することを強化する。
- それぞれの市民が COVID-19 感染予防においては戦士であり、感染疑いケース、感染地域への往来ケースを迅速に発見し、地域の政府機関へ通報し、適切な処置を行うこと。また、行政幹部、公務員、従業員及び市民に対しては、現地でテトを迎え、他地域への往来の制限を推奨する。

12. ダナン市公安

- a) 公安が中心となり、保健局及び関連機関と協力して、市の出入り口・空港・港・駅・バスターミナルにおける検問所でのコロナ感染予防対策の手順・規制を作成する。人民委員会に検問所の設置について助言する。
- b) 医療機関及び地域行政機関と協力し、他の地方からの市内来訪者を含む感染の可能性のある症例の検出、対

応を行う。

- c) 医療隔離の実施の監督を強化し、不遵守の事例を処理する。
- d) マスクの不着用など Covid-19 感染予防対策の規定を違反する場合の処罰を強化する。

13. 各区・郡人民委員会

- a) 隔離時のコロナ感染予防対策の実施を監督、啓蒙するため、自宅隔離の人がいる地域での Covid-19 コミュニティーグループの活動を開始する。
- b) 地方からダナンへの来訪者を含め感染のリスクのある症例を検出するため、町内会長・副会長・村長・地元の各協会・団体の役割を強化する。市民に感染予防対策をきちんと実施するよう呼びかける。
- c) 市内の各組織、市民が感染予防対策を厳格に実施するように啓蒙・監督・要請する。マスク不着用など Covid-19 感染予防対策の規定を違反する場合の処罰を強化する。
- d) 人を派遣しマスク着用・安全な間隔の確保・医療申告の実施を検査・監督するグループを設置する。
この公文書の受領後、人民委員会に直轄する各部局・委員会、各区・郡人民委員会、祖国戦線委員会、関連機関・協会は公文書の各項目の実施を展開し、実施上発生する問題を随時報告すること。

人民委員会委員長

Le Trung Chinh